

議員提出議案第2号

交野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

条例案……別記

令和7年2月21日提出

提出者	交野市議会議員	岡田智里
提出者	交野市議会議員	松永隆太
提出者	交野市議会議員	松村紘子
提出者	交野市議会議員	皿海ふみ
提出者	交野市議会議員	中谷政人

提案理由 交野市水道事業の設置等に関する条例並びに刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

交野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

交野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第２項第３号中「市長」の次に「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「、水道事業管理者」を削り、同条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５２条から第５４条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第１２条第５項の表の改正規定 令和７年４月１日

（２）第５２条から第５４条までの改正規定 令和７年６月１日

(経過措置)

- 2 改正後の第52条から第54条までの規定は、令和7年6月1日以後にした行為の処罰について適用し、同日の前日までにした行為の処罰については、なお従前の例による。